

令和7年度 相模原商工会議所 業種団体活性化支援事業 助成金交付要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、相模原商工会議所の会員（もしくは、構成員が当所加入率 50%以上）である業種団体が組織活性化や会員の資質向上を図るために行う「事業」の経費の一部を助成するための、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 業種団体とは、主として中小企業者が相模原市内（相模原商工会議所の管轄内）に組織した次に掲げるものをいう。

(1) 事業協同組合（商店街を除く）

(2) 産業の振興を目的として組織した団体で、その構成員が同一業種を営んでいるもの。

2. 「事業」とは、講習会、講演会、研究会、視察、販売促進事業等で、第1条の目的に適応する事業をいう。

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる経費は、「事業」の実施に関する講師謝金、会場使用料、資料費、広報費、及び関連事務経費とする。

2. 関連事務経費とは、通信費、交通費（バス借上げ料も含む）、印刷製本費、消耗品費等をいう。

(助成率等)

第4条 助成率は、前条に規定する事業に要する経費の2分の1以内とする。

2. 助成額は、前項の規定により算出した額と総事業費から参加者負担金を減じた額のいずれか低い金額とし、40,000 円を限度とする。

3. 前2項の規定により算出して得た額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4. 複数の業種団体が合同で1つの事業を行う場合は、その複数の団体のうち2団体までがその事業について申請することができる。

5. 前項の場合、以下に定める「経費科目」について、複数の申請者が同一の支出（科目）を重複して助成申請することはできない。

(経費科目)

- ・ 講師謝金
- ・ 会場使用料
- ・ 資料費
- ・ 広報費
- ・ 関連事務経費（通信費、交通費（バス借り上げ料含む）、印刷製本費、消耗品費等）

(助成金の交付申請)

第5条 各業種団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書等を事業実施の15日前までに、商工会議所会頭に提出する。ただし、最終提出期限は令和8年3月3日までとする。

(助成金の交付決定)

第6条 商工会議所会頭は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求、及び実績報告)

第7条 助成金は、助成事業者が助成事業を完了した後において交付するものとする。

2. 助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、助成事業実績報告書等及び助成金交付請求書を商工会議所会頭に提出するものとする。
3. 助成金は、交付決定通知書の『助成金の額』を超えて請求することはできない。また、交付決定通知書の『助成金の額』に満たない場合は、実際に支出した助成対象経費の金額を交付請求額とする。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付は、助成金交付請求書受理後、30日以内（営業日）に交付するものとする。

(届出事項)

第9条 各業種団体は、次のいずれかに該当するときは、文書をもってその旨を速やかに届け出なければならない。

1. 各業種団体の事務所の移転、または各業種団体の名称若しくは代表者を変更したとき。
2. 各業種団体が合併または解散したとき。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。